

専決処分した事件の承認について

令和7年度霧島市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらる。

令和8年6月8日
霧島市長 中重 真一



専決第2号

令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第13号）の専決処分について

令和7年度霧島市の一般会計補正予算（第13号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年3月26日
霧島市長 中重 真一



令和7年度

一般会計補正予算（第13号）

霧島市

令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度霧島市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,877千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100,307,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第2表

繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	情報共有システム機器更新事業	6,930

2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	4 災害救助費	県義援金支給事業	33,140	変更なし	74,017

令和7年度

一般会計補正予算（第13号）
に 関 す る 説 明 書

霧 島 市

1. 総括
(歳入)

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
22 諸収入	1,988,347	40,877	2,029,224			40,877	
歳入合計	100,266,826	40,877	100,307,703			40,877	

2. 歳入

(款) 22 諸収入						
(項) 6 雑入			(単位 : 千円)			
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 雑入	1,893,371	40,877	1,934,248	10 雑入	40,877	
計	1,893,372	40,877	1,934,249			

3. 歳出

(款) 3 民生費
(項) 4 災害救助費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	主な事業
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 災害救助費	861,912	40,877	902,789			40,877		19 扶助費	40,877		県義援金支給事業 40,877
計	861,912	40,877	902,789			40,877					